

平成 24 年 1 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 246 回

あけましてお目出とうございます。
 今年こそいい年であって欲しい、平穩無事であって欲しいと願っていますが、残念ながら現政権では難しいと思います。

結局は自分で努力し、運をつかまなければ、目の前には光が見えてきません。
 ところで、マクロ的に見て今年はどうなる年になるのでしょうか？

このグローバル時代は、アメリカ、ヨーロッパ、中国等の政治、経済の影響が我が日本国へも大きく、そして早く影響します。そこで、

- (イ) 今年はアメリカを始めとして、首脳選挙の年であり、その結果によっては日本へも大きな影響があります。
- (ロ) そして、我が国の政治は混乱し「総選挙」が行われる可能性があります。
- (ハ) 円高は継続します（現在のヨーロッパを中心とした世界の経済混乱が治まらない限り円高が進行します）。
- (ニ) まさに増税の時代の幕開けとなります。
- (ホ) デフレの時代は続きます。むしろハイパーインフレ（原料高）が恐いです。

あまり未来のある状況ではありませんが、そんな中で中小企業が生き残るには何をしたらいいのでしょうか。

そしてこの 1 年間どんな方針で経営をしていったらいいのでしょうか？
 少し提案ですが、

(イ) 閉じた見方で、思考の袋小路に入らずに、広い世界（人脈を増やし、いろいろな組織に参加し、大学等とも連携する等）に飛び込み、視野を広げ、情報と英知をもらう。

(ロ) そして自分を、自社を変革することを見つけ、実行することではないでしょうか！！

世の中がどんどん変わっています。自分を変えていかないと、行動をしていかないと、なかなか前途は開かれませんが、最後の最後まで辛抱強く、遣り遂げることですね。

**今年 1 年間がんばってください。負けてたまるかの精神で！！
 そして今年も前田会計をよろしく願いいたします。**

前田の《今人生を語る》第 151 回

めざめよ日本人[㊦]

現内閣はついに去年の暮れに消費増税を決定しました（国会の議決はこれからですが）。その一方で、あの中国への ODA 出資 6 兆円、さらに韓国への外貨準備融資枠の援助 5 兆円等とまさにバラマキ状態です。そして公務員の給料は人事院勧告を無視して、賃上げしました。まさにマニフェスト無視、国民無視の自分勝手内閣の姿です。

こんな内閣（そして政党）を誰が選んだか！！です。反省しなければ…

こんな政治家三流の国家では遠からず日本は崩壊します。

まさにこれからは、我々国民一人一人が政治に口を出し、そして政治を厳しくチェック、指摘して、政治を変えていくしか日本を生き残らせる方策はありませんね！！

先日発表された税制改正大綱のうち、中小企業、個人事業主の方に影響のある項目についていくつか説明していきます。

1. 個人所得課税

下記の (1)、(2) については平成 23 年度税制改正大綱にも盛り込まれていましたが、法案から削除され実現しておらず、今回の税制改正大綱に明記されました。

(1) 給与所得控除の上限設定

その年中の給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除については、245 万円の上限を設けられる事になります。

例えば、給与が 2,000 万円の方の場合では、現行での給与所得控除額は 270 万円になりますが、改正後での控除額は 245 万円となり、所得税の対象となる金額が 25 万円増える事になります。

(2) 退職所得課税の見直し

現行での退職所得は、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 を所得金額とする累進緩和措置（以下「2 分の 1 課税」といいます。）が取られています。

勤続年数 5 年以内に退職した法人役員等の退職所得については、この 2 分の 1 課税が廃止になります。

(3) 源泉徴収に係る所得税の納期の特例の期限の変更

給与の支給人員が常時 10 人未満の会社で納期の特例を受けている場合に、原則は翌年 1 月 10 日だった納期が、納期限の特例を受けた場合と同じ翌年 1 月 20 日に一本化されます。

2. 中小企業税制

(1) 交際費の経費枠の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が 2 年延長されるとともに、中小法人に係る損金算入の特例（600 万円に達するまでの交際費等の額の 90% を損金算入できる措置）の適用期限が 2 年（平成 26 年 3 月末まで）延長されます。

(2) 少額減価償却資産の減税の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計 300 万円を限度として、全額損金算入を認める制度）の適用期限が 2 年（平成 26 年 3 月末まで）延長されます。

3. 国外財産調書制度の創設

その年の 12 月 31 日において 5 千万円を超える国外に所在する財産を保有する個人に対し、翌年 3 月 15 日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書の提出を求める制度が創設されます。

また、基礎控除の縮小などによる相続税の増税は今回の改正では見送られました。